

ロックアウトと立入禁止仮処分

林, 迪広
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1395>

出版情報 : 法政研究. 27 (2/4), pp.151-162, 1961-03-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

ロックアウトと立入禁止仮処分

林 迪 広

は し が き

筆者は、「三池争議におけるロックアウトと仮処分」（季刊労働法三七号）で、三池争議の場合を対象として、ロックアウトにもなう立入禁止仮処分および業務妨害排除仮処分に対して一応の見解を述べた。そこではロックアウトにもなう立入禁止の仮処分における被保全権利は所有権とされているが、しかし「争議時において市民的な意味での所有権にもとづいて仮処分が決定されうるのは、争議組合員が会社施設や器物を損壊する等の違法行為が行われてはじめて」問題となりうるものであり、ただ組合員がロックアウト中の会社施設内に平穩公然に坐り込みをやっていただけでは、ただちに所有権にもとづいて立入禁止の仮処分を認めることは賛成できないことを述べた。また会社の業務妨害排除の仮処分についても、これを決定するについてはその被保全権を所有権に求めるにせよ、あるいは操業権に求めるにせよ、そもそもロックアウトは会社がみづからの操業の自由をぎせいにしつつ、争議組合員の閉めだしを行なうのであるから、それはもはや国家権力によって保護の対象となりえないものであると考えた。したがってこの場合にはロックアウトを前提として、しかも業務妨害排除の仮処分はそもそも許されえないのではないかとの考えを述べておいた。

労働争議と仮処分との関係については、まだまだ検討不十分の分野が多く、筆者もその全体について考えるまでに

至っていないが、ここではロックアウトと立入禁止仮処分の関係を中心として考察したい。

一、ロックアウトの意義と権利性

使用者の争議行為としてのロックアウトにおいて、立入禁止の仮処分が認められるか、いかえればロックアウトの物権的な効果として立入禁止仮処分を認めうるかは、結局ロックアウトの法的概念如何に帰着するといふことができるであろう。現在のわが国の学説においては、もちろん異説も存するが、正当な（これは結局のところロックアウトの要件の問題である）ロックアウトにおいては、その効果として、使用者はロックアウトをした労働者に対してその期間中の賃金支払義務を免れうるとされている。賃金支払義務免責の問題はいうまでもなく債権法上の効果に関するものである。しかしこれとやらんでロックアウトの際、屢々みられる立入禁止仮処分については、ロックアウトの結果、当然にそれから流出する法的効果なのか、または、当然の法的効果ではないが、ロックアウト時の労使の集団的対抗関係が立入禁止仮処分をたまたま必要とし、かつ妥当とする関係にあるのかについては、従来かならずしも明らかではなかったように思う。

この問題を追究してゆくためには、まずロックアウトの意義とその法的性質とを考慮することが出発点にならう。わが国においてロックアウトとは、使用者の争議行為であって、（集団的な）労務の提供の拒否をなす事実行為であるとされる。すなわちロックアウトの狙いとするところは、対抗関係にある労働者集団を働かせないこと、したがって賃金を支払わないことにあり、賃金支払義務の免脱が法律的に是認されるところにロックアウトの本質があるとするのが多数説である。わが国における戦後のロックアウトは労働組合の生産管理戦術に対抗して、事業場からの現実の閉めだし、物理的閉鎖行為としておこなわれ、そこに労働者から提供される労働力の拒否ということが、ロックアウト

トの中心概念として考えることができるのであり、賃金支払義務を免れるということは、ロックアウトの効果の問題であると思うのであるが、この点では一般にロックアウトの定義と効果との厳格な区別がなされてないうらみがある。それはともかく使用者が組合員の労働力の提供を拒否するについては、それが明確でなければならぬことである。労働者の争議行為においても、業務の正常な運営を阻害する行為とは、ストライキ宣言やストの通告というような決意ないし意思表示ではなく、そこに現実に、明確な事実の発生をもって判断できるように、ロックアウトにおいても、組合員を働かせないとする使用者の決意が現実かつ明確にあらわれなければならない。そこからロックアウトというためには、その宣言の有無にかかわらず、現実に労働の提供を拒否することが必要であり、ここに物理的閉鎖行為といわれる事実行為が必要となってくる根拠がある。しかも、さらに、労働関係は継続的な債権関係であるから、使用者はロックアウトの期間中、この現実の労働の拒否を継続させる必要がある。なぜなら使用者は工場の門を閉じる等の行為をもって現実に労働を拒否しても、組合員がなんらかの手段によって就労した場合、それを黙認すれば、もはやその時から労働の現実の拒否という事実はなくなってしまうからである。この労働の拒否が現実かつ明確であり、しかもそれが継続的なものでなければならぬと考えられる以上、実際のロックアウトは、社会通念上労働者に労働の拒否を明確に周知せしめるような手段、すなわち工場の門を閉じ、労働者が工場内にはいりこみ労働できないようにバリケードその他の構築物を用いることが、必要となってくるわけである。

ところでこのように考えると、現実に労働の提供を拒否するには、その最下弦においては、すくなくとも使用者がただ単にロックアウトの宣言という事実だけでは足りないことは明らかである。なぜならばこの場合には組合員が就労した場合、現実に存するのは労働の提供拒否ではなくして、まさにその逆だからである。ところが現実の労働拒否の最上弦を考えると、物理的に構築物等を用いて工場を閉鎖し、働かせないということが客観的に明らかの場合にお

いて、なおかつ構造物の間隙をぬい、あるいはこれを取りこめて組合員が、工場内には入りこみ、いわゆる工場に坐りこみ、さらには労働した場合、現実の労務の拒否は認められないとするかどうかが問題になる。結局ロックアウトの概念は、現実の労務の拒否だという場合、いかなる基準によって現実の拒否があるかとみるかに帰することとなる。そしていまの最上弦の場合を考えると、現実の拒否ということは、いかなる場合においても物理力によって工場から退去せしめることであるという意味ではなく、客観的に明確なかたちで使用者が労務の提供を拒否しているという事実が認められれば、それは現実の労務提供の拒否と考えることができよう。

しかしそのように現実の拒否を考えると、ロックアウトにおける現実の労務提供の拒否はありながらも、しかもなお労働者が工場内には入りこみ、労働する場合が考えられる。このような状態を生じないようにするために、使用者はロックアウトを行うに当たっては、非常に強力な、到底はいりこめないような構造物を用いるのが例となってきた。しかしそれにもかかわらず、なんらかの方法で組合員が工場内には入りこんだ場合、これほど明確な現実の労務拒否としてのロックアウトが行われているにもかかわらず、工場内には入りこんだのであるから、当然に国家権力の保護により、現実の拒否状態の貫徹を図ろうとすることになる。この場合には、実力で閉めださず、または閉めださない組合員を、立入禁止の仮処分を得ることによって閉めだし、ロックアウトを補強しようという狙いがある。しかしその前に、労働者の工場内へのは入りこみが現に行われる以前において、現実の労務の拒否としてのロックアウトが行われた以上、はいりこんでくるかもわからない組合員を実力で阻止するかわりに、予め立入禁止仮処分によって、国家の力によってこれを阻止しようという場合がある。しかしいずれの場合においても、ロックアウトを前提とし、ロックアウトが行われれば立入禁止の仮処分が可能であると考ええる点では同様である。ことに現実の労務の提供の拒否ということは、最終的に使用者が実力によって阻止することと同じではないと考えると、現実の拒否の事実

もかかわらずはいりこんでくる組合員を国家権力に依存して排除できるのは当然ではなからうか、いいかえるとこのような場合を考えるとロックアウトの法的効果として立入禁止仮処分が当然に認めらるべきではないかとの考え方がでてくるように思われる。

そこでこの点を考えるについて、ロックアウトの法的根拠——権利性を明らかにする必要がある。

わが憲法第二八条においては、労働者の団体行動権が明確に法認されているのに対して、使用者の争議権についてはなんらの規定を有していないことは周知のとおりである。このため、ロックアウトの法的根拠をどこに求めるかについて学説は多岐に分れている。しかし大別すると、その法的根拠として所有権にもとずくとするものと、他方では労使対等、争議対等等原則にもとずくとするものになる。しかしロックアウトの法的根拠を所有権にもとめるとしても、それは「所有権の保障の基礎の上に立つ自由」とか、「所有権から生ずる一つの権利」ないし「所有権から派生する自由」などといわれるように、実定法的根拠はかならずしも明確ではない。この場合、労働関係というのは、いうまでもなく労働契約をとおして成立する継続的な債権関係であるから、そこに争議状態が発生し、ロックアウトが行われたからといって、民法第二〇六条の所有権がはだかそのままですべて考えることは考えられない。したがって所有権（実定法上の）そのものではなくて、そこから「派生する自由」といわれるのであろう。また後者の争議対等原則にロックアウトの法的根拠を求める考え方は、要するに、契約関係の存続するにもかかわらず、賃金を支払わなくとも責任がないということ、すなわち契約責任の面からロックアウトの根拠を考えるのである。

ロックアウトの法的根拠については、わたくし自身は明確な判断をいまだ有するに至っていないが、しかしいづれにせよロックアウトが争議行為として認められ、民事上刑事上免責せられる根拠は、なにによって付与されるかが問題となるのである。この場合所有権に根拠をおくにしても、それはロックアウトの正当性——合法性——免責性を明

らかにするためのものであって、その効果がなにかということとは區別されねばならない。そうするとロックアウトは所有権を根拠として正当であるから、したがって所有権にもとずき当然に妨害排除の請求権により立入禁止を求めうるかといえ、この場合には、当然にはだかの所有権としてでなく、労働契約関係という債権法上の問題をとおしでのみ処理されうる問題となるのである。

三、三池争議における立入禁止仮処分

労働争議と仮処分との関係が、あらためて問題となった三池争議においては、前後三回（昭和三五年三月二八日、同年五月四日および同年七月七日）にわたって仮処分決定が言渡されている。争議の経過の要点は、昭和三四年十二月一日に会社が三池労組に属する一二七八名に対し指名解雇の通告をしたのに対し、組合側はこれを拒否し、その解雇通告の拒否斗争として、実力行使を反覆して行った。そこで会社は三五年一月二五日に三池労組に対して港務所を除く全面無期限のロックアウトを行い、これに対して組合側も即日全面無期限ストライキにはいった。したがって三池争議においては、ロックアウトの効果として問題になる賃金支払義務の点は、現実には生じないで終わった。組合が全面ストにはいったからである。ところで三月一七日に三池労組から大量脱退した組合員をもって新たに新三池労組が結成され、新労組と会社との間において生産再開の交渉が行われ、二六日に協定が成立したので、会社は新労組所属組合員にはロックアウトを解き、就労命令をだした。この為三池労組では二七日以降各鉱入口に強力なピケを張り職員及び新労組員の入門を実力で阻止し、二八日早朝には両者の間に強行就労とその阻止をめぐる大混乱が惹起した。第一回の仮処分はこの日に決定言渡されたものであるが、主文は第一に、三池労組、所属組合員に対する構内への立入禁止、第二は職員及び新労組員に対して三池労組所属組合員は、構内への出入および会社業務を妨害しては

ならないこと、第三に執行吏は前二項の命令違反行為の排除のため適当な措置をとりうること、の三点である。この決定には理由がつけられていない。しかし会社側の申請書によると、「各入口に強力なピケを張り職員及び新労組組合員の入門を實力で阻止している。なお会社構内にもなだれ込んで流血の惨事をおこす危険もある云々」とあり、事実二八日朝の両組合員の激突の際には、三池労組員で構内にはいり、両者の乱斗により器物に相当の損害を与えたようである。だから主文第一の立入禁止の仮処分決定は、ロックアウト中の会社構内に乱入し、会社の占有物に対して違法な侵害を加えたこと、今後もかかる事態が現実により予測されるという判断に立ったもの考えられる。ところで会社という流血の惨事は、ピケラインでの激突から生じたものであり、会社になだれ込むことが流血の惨事とはならないであろう。結局会社という理由は就労妨害排除にあり、ピケの限界の問題である。もし三池労組員が新労組員に続いて入構し、そこに坐りこんだ場合はどうか。この場合には、いわゆるシットダウンストライキないし工場占拠という争議行為の型態をもつことになるであろう。そしてこのような争議行為を全面的に違法とするのであればともかく、そうでない限りは、ロックアウト中といえども、争議権の発動としてこれを行いうると解する。そのような場合にも、ロックアウトすなわち現実に労務の提供の拒否しているからと理由で、立入禁止の仮処分決定が行われることになれば、それは正当な争議権の行使を制限する結果となる。

つぎに三池争議においては、職員および新労組組合員により部分的に業務が開始されたが、ホッパーが動かない限り、採炭作業も行詰り、ホッパーの運転如何が生産再開の鍵となった。ところが三池労組がその運転阻止のために強力なピケをはっているので、会社は四月一日に、ホッパー周辺一帯への三池労組員の立入禁止、これらの設備をもつてする会社業務の妨害排除の仮処分を申請した。これに対して組合は、ホッパー周辺での組合員の坐り込みは、会社の敷地内でピケをはっているだけであって、スト中の従業員がそのまま作業場に坐りこむシットダウンストライキ

にあたる。しかも現在坐り込んでいる場所はロックアウトの区域にもはいっていない場所であるから、そこが会社の所有地だからといって、それだけで違法の要素になることはないと反論し、あくまで正当なピケによって新労組員による操業を阻止する行為であると主張した。しかし五月四日の第二回の仮処分決定においても第一に立入禁止の決定が言渡され、第二に就労および会社業務の妨害排除の決定が行われた。この裁判所の決定においては、理由がのべられているけれども、その主眼はピケが正当な限界を逸脱して業務の不法な妨害行為であるとしていることであり、積極的にどのような理由によって立入禁止の決定をなしたかは明確ではない。これを逆に考えると、業務妨害排除の前提として立入禁止の必要性が認められたとも解される。そしてそのように考えるについては、会社がロックアウトを行っているから、立入禁止の決定を行いうるのは当然であるという考えに立っているであろうか。

さらにホッパーの運転を確保するか否かが、いよいよ争議の勝敗を決する分岐点となり、その為に第二回の仮処分決定も行われたけれども、三池労組はあくまでもその運転を阻止するために、その周辺にピケ小屋を建て、いよいよ強固なピケをはった。そこで会社は六月五日三池港務所全域にわたってロックアウトを宣言し、その周辺への立入禁止、ホッパーの執行吏保管を含む仮処分を申請した。これに対し七月七日裁判所は会社側の主張をほぼ認めた決定的な仮処分の決定を行った。立入禁止、ピケ小屋の除去はもちろんこの決定に含まれていた。

ところでロックアウトと立入禁止の仮処分決定との関係をみる上で、もっとも検討を要するのはこの第三回目の仮処分である。すなわち会社は「六月五日以降三池港務所全域にわたって適法かつ有効なロックアウトを実施したので、旧組合はロックアウト地域にその組合員及び第三者をして立入らしめることが許されないのはもちろん、右地域内に立入っている組合員又は第三者をして直ちに退去さすべきものである。」と主張する。しかしその地域内においては二四棟にのぼるピケ小屋が建てられており、それを中心として数千名にのぼる組合員および応援労働者が昼夜の別

なく堅固なピケをはり、六月五日のロックアウト実施後も、組合によって占拠されている事実にはなんの消長もなかった。この事実は会社自らの認めるところでもある。しかしさきの会社の立入禁止の仮処分申請理由にも明らかな如く、組合員のしめだしの有無にかかわりなく、ロックアウトが行われた以上組合員はその地域に立入ることは許されないものであるという認識がある。またそれと観点を異にするが、このようなしめだしの実を挙げていないロックアウトが適法かつ有効なものであるかどうかについては、この仮処分決定を行うに当って裁判所の示した理由によると、会社は六月五日に組合にロックアウトを通告し、その地域からの退去を求める行為があったことを認め、「しかも前記認定の現況においては会社が、ロックアウト地域を占拠している組合員の立退きを求めに赴けば、組合員の暴力的抵抗に遭うことは当然に予想され、会社に右行為を期待することは事実上不可能と認められるので、通告及び前記認定の程度の事実行為があればロックアウトは実施されたものとみるべきである。」としている。

ここではロックアウトの成立要件そのものを問題とはしないので、裁判所の認定に対する是非は直接対象としないが、さきにロックアウトの意義は現実に労務の提供を拒否する事実行為でなければならぬとした立場からは相当問題の余地が存すると思う。しかしこの判断が正当であり、この場合のロックアウトが正当に成立したとしても、労務の受領拒否が使用者の責によらないこと、すなわち賃金支払義務は免れうることはともかくとして、なぜ適法かつ有効なロックアウトであれば、当然に立入ることは許されず、また国家にその実現を求めうるであろうか。労務の提供の拒否から生ずる効果は債権法上の問題であり、これは労働関係が契約関係であることからでてくることからである。

四、結

語

労働関係は継続的な契約関係である。この関係は争議中といえども断絶されることはない。工場事業場ないし会社施設の所有権は使用者に属するといっても、厳密な意味では使用者が物権法上の所有者であるとは限らないであろう。しかしともかくも使用者は会社施設を所有ないし占有していることは認められる。ところで契約関係を通して労働力を提供している労働者もまた、労働契約をとおして、その会社施設に出入し、そこで働くという関係に立っている。もちろん物自体に対する使用貸借等の債権法上の権利にもとづくものではないけれども、契約労働関係の存続する限り、労働者は工場に出入し、その場所を占めて、そこで働くということを、正当な理由なくして拒否されることはない。ロックアウトは、現実に労務の提供を拒否する事実行為と考えられるけれども、その期間中この基本的な関係をすべて中絶し、はだかの所有権ないし占有権によって当然にこの一種の法的関係を排除するものとは考えられない。もちろん正常な労使関係の下にあってこの所有者と占有している者との法関係を逸脱して、不法な侵害が行なわれ、その為所有権にもとづく妨害排除請求権を行使することが必要な場合がある。しかしロックアウトは当然に所有権にもとづく妨害排除請求権とは結びつかず、その本質はあくまで労務の受領拒否にある。現実の労務の受領拒否が明認される限り、労働者が就労しても、そしてその場合に最終的に実力で退去せしめえないでも、賃金支払義務は免れうるというのがロックアウトの効果であって、この他に継続的な契約関係にある労働者が施設内に立入ったことがただちに所有権の侵害になるとは考えられない。だとすればロックアウトを行った施設内に労働者が立入り、または立入ることが予想されるからといって、所有権を被保全権利とする立入禁止の仮処分が当然に認められうる理由は存しないといわなければならない。たとえばストライキが長期にわたったがために会社側が決定的な打撃をうけたことを理由として、そのストライキの禁止を命じえないように、ロックアウト中の工場内に労働者が坐りこんで会社が操業できないことを理由として立入を禁止することはできないと解する。もちろんロックアウトの際には、現実の労務

受領の拒否を明認せしめるために、物理的な閉鎖行為を行い、また争議時の異常な状態から、はだかの所有権そのものが不法に侵害される可能性が多いことは認められる。しかしそれはロックアウトに伴って惹起する事態であり、ロックアウトから当然にでてくるものではない。

結局ロックアウトにもなつて行われる立入禁止の仮処分は、その被保全権利は所有権にもとづくものであることは明らかであるけれども、ロックアウトの法的根拠がいかなるものであるにせよ、ロックアウトを行ったことから当然にロックアウト地域内への立入りが許されず、それを立入禁止の仮処分というかたちで認めることは、許されないのではないかと解する。仮処分の必要性その他の要件が認められるのは、継続的な労働関係からはみでた不法な所有権侵害の事実がある場合のみに限定さるべきであつて、それはロックアウトによつてはじめて生ずるものではない。

〔本稿のために参考した文献は、宮島尚史「ロックアウト論」、色川幸太郎「労働争議と仮処分」、浅井清信他「労働争議をめぐる法的諸問題」(民商法雑誌四二卷五号)、蓼沼謙一「ロックアウトの法理」(季刊労働法九号)その他である。〕